

各 位

平成 13 年 1 2 月 1 0 日

東洋信託銀行株式会社

「金銭信託（新 1 年据置型）・スーパーヒット」の新規受託停止について

東洋信託銀行株式会社（社長 横須賀俊六）は、多様化する顧客ニーズに的確に対応すべく随時取扱商品の見直しを行っておりますが、今般「金銭信託（新 1 年据置型）・スーパーヒット」の新規受託を、平成 13 年 1 2 月 2 1 日（金）をもって停止することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1．新規受託停止日

- ・ 平成 13 年 1 2 月 2 1 日（金）以降、スーパーヒットの新規のご契約を停止させていただきます。

2．新規受託停止の理由

- ・ スーパーヒットにつきましては、低金利環境の長期化により据置期間が 1 ヶ月の「金銭信託（1 ヶ月据置型）・ヒット」と予想配当率の格差がない状況が続いていること、また中期国債ファンドなど類似した商品性を有する投資信託も浸透していること等の理由から、近年はその商品性の魅力が薄れたものと考えられ、実際に受託件数・残高とも減少しております。
- ・ このような状況を受け、今般、お客様にとって選択のしやすい商品ラインアップを目指し取扱商品の見直しを検討した結果、スーパーヒットの新規受託を中止することとしたものです。

3．受託中のご契約のお取り扱い

- ・ 既にお預かりしておりますご契約については、ご契約内容に変更なく引き続きお預かりさせていただきます。

以 上